

新型コロナウイルス感染症の影響で失業等により生活に困窮し、 総合支援資金(特例貸付)の借入れを希望される方へ

1. この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
2. 総合支援資金には、大きく分けて3つの資金がありますが、(1)のみが特例貸付の対象となります。

(1) 生活支援費：生活再建までの間に必要な生活費用

- ・単身世帯：月15万円以内
- ・複数世帯：月20万円以内

※借入期間は原則として3ヶ月以内とします(延長の可能性あり)

※貸付額は、生計を維持していたときの収入を基本とし、限度額内の必要な額に絞ります(金額の査定があります)。

(2) 住宅入居費：賃貸契約を結ぶために必要な費用

- ・40万円以内

※敷金、礼金、前家賃、不動産仲介手数料、火災保険料、入居保険料等

(3) 一時生活再建費：生活を再建するために一時的に必要な日常生活費で賄うことが困難である費用

- ・50万円以内

※家具什器費、滞納している公共料金等

※見積もりや請求書を元に貸付けし、貸付後に領収書を提出いただきます。

3. 総合支援資金の対象者は以下のすべてを満たしている方です。

(1) 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。

※2.(1)の生活支援費のみ、借入申込から3ヶ月間に限って、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯」に対象が拡大となりました。

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会やハローワーク等関係機関から、貸付後の継続的な支援(就労支援・家計指導等)を受けることに同意していること。 ※3ヶ月間条件緩和

○生活困窮者自立支援事業

就労やお金・住まいに関する支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行う事業

※支援を受けながら求職活動を積極的に行っていただきます。

(3) 離職等の日において世帯の生計を主として維持していた者で、本人確認が可能であること。

※3ヶ月間条件緩和

(4) 現に住居を有していること又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。 ※3ヶ月間条件緩和

○住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、給付金を支給する制度

※生活困窮者自立支援事業の実施機関が窓口となります。

※定期的な求職活動や面談を受ける等の条件があります。

(5) 県社協及び市町村社協が貸付及び関係機関と共に支援を行うことにより、自立した生活が営めることが見込まれ、償還を見込めること。**※3ヶ月間条件緩和**

※総合支援資金（生活支援費）借り入れ中、月に1回必ず面談を実施し、求職活動状況を確認します。（月に1回の送金前に実施します）

※面談に出席いただけない場合や貸付を継続しても当初の目的（就労による世帯の自立）の達成が見込めないと判断した場合には、**貸付けを停止することもあります**ので、予めご了承ください。

(6) 失業給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

※『公的給付又は公的な貸付を現に受けることができません』の部分について、3ヶ月間条件緩和

(7) 借受人の借受時の年齢は原則として60歳未満とします。**※3ヶ月間条件緩和**

4. 借入申込みにあたっては、以下の書類等が必要です。

(1) 本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）

(2) 世帯全員の住民票（住民票コード・個人番号以外に省略の無いもの）

(3) 通帳・キャッシュカード等、振込口座を確認できる書類

(4) 令和2年2月以降に収入減となったことを確認できる書類もしくは

「収入の減少状況に関する申立書」※所定様式

(5) 自立相談支援事業の利用申込が確認できる書類 ※自立相談支援機関で取得

(6) 住居確保給付金・総合支援資金連絡票 ※自立相談支援機関に発行を依頼

または、求職申込み・雇用施策利用状況確認票 ※ハローワークに記入を依頼

(7) 実印 ※契約時に印鑑登録証明書を提出

※住宅入居費と一時生活再建費の申請の場合、別途必要書類があります。

※(5)及び(6)、(7)について、3ヶ月間は必要ありません。

また、(7)については代替りの印鑑は必要となります。

5. 上記4. の申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合等は申込みができません。

6. 申請内容について、申込書記載の連絡先、住所地の自治体、他の都道府県社会福祉協議会に確認することがあります。虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくこととなります。

7. 申込受付後、群馬県社会福祉協議会で貸付審査を行います。貸付決定の場合は貸付決定通知が、貸付不承認の場合は不承認通知が郵送にて送られます。

8. 無利子による貸付けですが、償還期間経過後は、残元金に対して延滞利子（年利3%）が発生します。

9. 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。

10. この資金は、「償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」予定ですが、厚生労働省から詳細が示され次第、本会ホームページでお示しします。

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉資金課
〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12
TEL027-255-6031 FAX027-255-6444